

報告第 4

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月21日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月6日

白岡市長 藤井 栄一郎

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年7月21日（水）午後7時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 白岡市新白岡 [REDACTED] |
| 3 | 相手方 | 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED] |
| 4 | 事故の概要 | 新白岡中央公園の樹木根が相手方宅に侵入し、ガスパイプを破損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 24,200円 |